

平成 29 年度

津山市住宅用太陽光発電システム設置補助制度について

津山市では、津山市地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入に向けたさまざまな取り組みを進めており、住宅用太陽光発電システム（以下、「システム」という。）を設置した方を対象に、設置費用の一部を補助しています。

受 付 期 間

平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 30 年 3 月 30 日（金）（土・日・祝祭日除く）
8 時 30 分～17 時 15 分まで（12 時 15 分～13 時 15 分を除く）

※申請は、先着順で受付け、予算額に達し次第、終了します。

補 助 金 額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計、または、パワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値（以下、「対象システム出力値」という。）1 kW あたり 15,000 円（上限 50,000 円まで）

※ 対象システム出力値の小数点以下第 2 位未満の端数は切捨て。

※ 補助金額の千円未満は切捨て。

対 象 者

以下の要件をすべて満たしている方

- 1) 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した方
- 2) 市内業者と契約、または、施工によりシステムを設置した方
- 3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 電力会社と電気の需給契約を締結している方
- 5) 市税等をすべて納めている方
- 6) 国が定める国内排出削減量認証制度に基づき二酸化炭素排出削減事業の承認を受けた津山環境倶楽部に入会される方

対 象 シ ス テ ム

以下のすべての要件を満たしていることが条件

- 1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による認定を受けていること。
- 2) 対象システム出力値が 10 キロワット未満であること。

- 3) 低圧配電線と逆潮流有りで連携していること。
- 4) 太陽光発電システムからの電力受給を開始した日から1年以内であること。
- 5) 未使用のものであること。

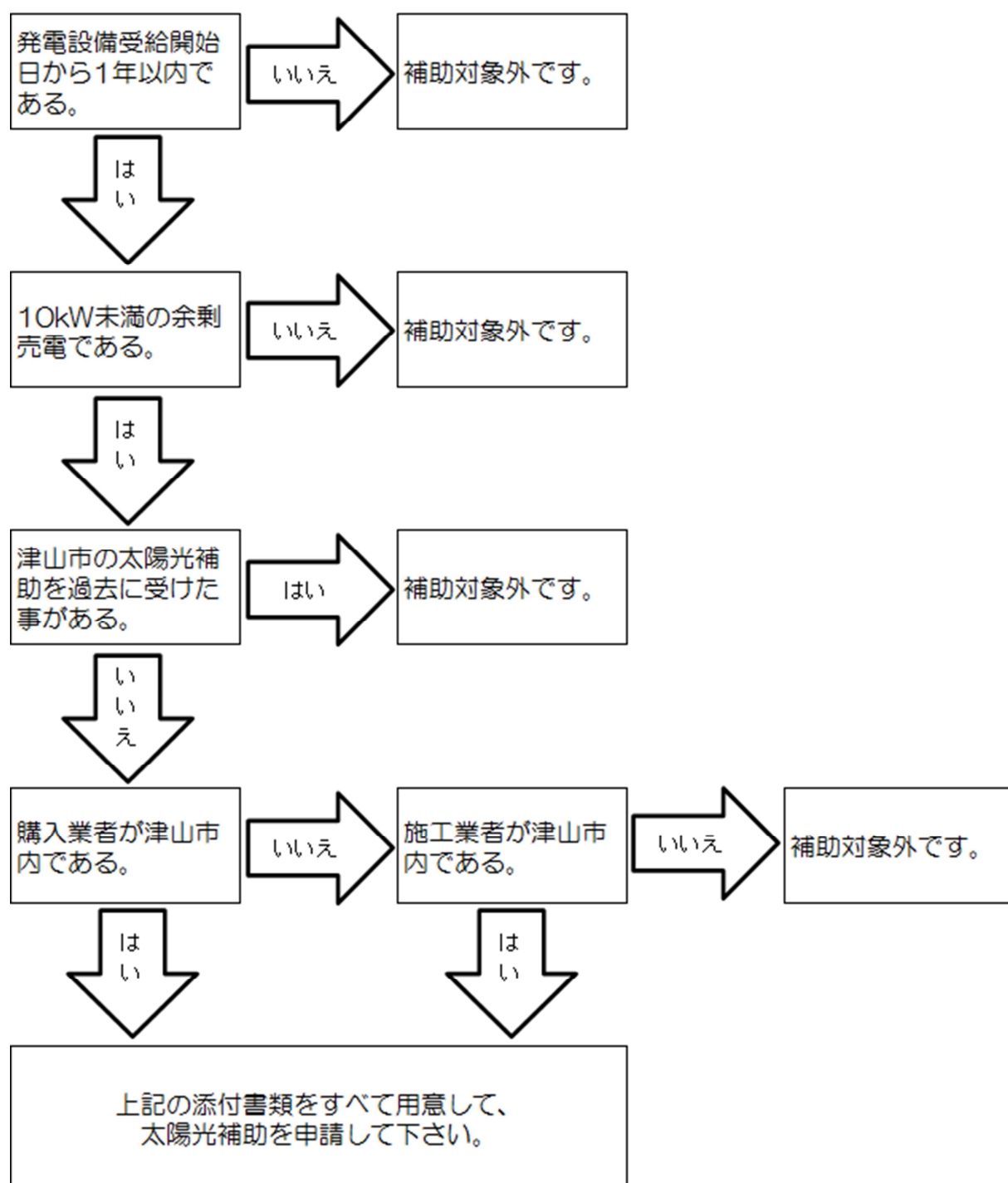
添 付 書 類

- ① 太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書面（出力対比が出来る事）
- ② 電力会社との電力受給契約書又は当該契約の内容を証する書類の写し
- ③ 法第6条第2項の規定による認定を証する書面の写し
- ④ システム設置後の建物全体及び太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真[参考様式①]（写真で枚数が確認できない場合は、システムの施工図面の添付でも可）
- ⑤ パワーコンディショナーの型式名及び発電量等が表示できるエネルギー表示器（モニター）が確認できるカラー写真[参考様式②]
- ⑥ 電力受給開始日以後に交付を受けた住民票の写し（原本）
- ⑦ 市内業者が発行した領収書及び内訳書の写し 又は、設置した施工業者が市内業者である事を証する書面[参考様式③]
- ⑦-2 ◇領収書の会社所在地が津山市でない場合は、本店・支店・営業所が津山市内にあ
ることが判る書面（例：パンフレット等）
◇本店・支店・営業所は無いが、展示場等があり津山市に法人設立（設置）届出
及び申告を行っている場合は、同意書[参考様式⑥]
- ⑧ 市税等の滞納がないことを証する書面（申請日において発効日から3箇月を経過してい
ない完納証明書の原本）
- ⑨ システムを設置する住宅の所在地がわかる図面
工事内容証明書[参考様式④]
- ⑩ 委任状[参考様式⑤]（交付要綱に規定する手続きを本人以外の方が行う場合）
- ⑪ 津山環境倶楽部入会申込書

留 意 事 項

- 1) 書類の記載事項や添付書類等に漏れがないかご確認ください。書類の不備等があると、
受付はできませんので、ご留意ください。
- 2) 当該補助金交付に関する書類に使用される印鑑は、すべて同じ印鑑をお使いください。

津山市住宅用太陽光発電システム補助金 確認フローチャート



市内業者確認のための提出書類

